



別記第二十一号様式から第二十三号様式までを次のように改める。

第21号様式（第14条関係）

第 年 月 日	様	第 年 月 日
[諮 問 庁 名] 殿		
東京都個人情報保護審査会 会長 		
審査会提出資料等の閲覧等について（通知）		
年 月 日付けであった審査会提出資料等に係る請求に対し て、下記のとおり、承認することとしたので通知します。		
記		
1 審査会提出資料等の件名又は内容		
2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所		
3 備考		


（日本工業規格 A 列 4 番）

第22号様式（第14条関係）

第 年 月 日	様	第 年 月 日
[諮 問 庁 名] 殿		
東京都個人情報保護審査会 会長 		
審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について（通知）		
年 月 日付けであった審査会提出資料等に係る請求に対して、 下記のとおり、一部承認することとしたので通知します。		
記		
1 審査会提出資料等の件名又は内容		
2 閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由		
3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所		
4 備考		

（日本工業規格 A 列 4 番）

第23号様式(第14条関係)

第 号 年 月 日	様 「審 問 片 名」殿
	東京都個人情報保護審査会 会長 
	審査会提出資料等の閲覧等について (通知)
	審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対し 年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に対し て、下記のとおり、承認しないこととしたので通知します。
	記
1	審査会提出資料等の件名又は内容
2	閲覧・写しの交付を不承認とする理由
3	備考

(日本工業規格 A 列 4 番)

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都固定資産評価審査委員会告示第三号

東京都固定資産評価審査委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程(平成二十七年東京都固定資産評価審査委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十日

東京都固定資産評価審査委員会

第十四条中「第二十四条の三」を「第二十四条の四」に改める。

第十五条第一項中「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「委員会」を「審査会」に改め、同条第二項中「委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に「、必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(別記第二十二号様式の二)により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写の」を「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料等の承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧・複写」を「当該」に改める。

別記第三号様式中

「2 上記の日時においてなれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」

「2 上記の日時においてなれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都固定資産評価審査委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算し

て3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都固定資産評価審査委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。」

別記第四号様式、第五号様式、第八号様式、第十三号様式、第十四号様式、第十八号様式及び第十九号様式中「60日」や「3月」並びに「異議申立て」や「審査請求」並びに「対する決定」や「対する裁判」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」並びに「(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」や「第24条」及び「第24条の2」並びに「第24条」

別記第二十一号様式中「不服申立て」や「審査請求」並びに「第24条」や「第24条の2」並びに「第24条」
別記第二十一号様式中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」や「審査会提出資料等の閲覧に係る請求書」並びに

「東京都個人情報保護審査会 殿」や「東京都固定資産評価審査委員会 殿」
「東京都個人情報保護審査会 会長 殿」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」
や

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 諸問字にあつては、その名称」
並びに

「閲覧・複写を」や「閲覧・写しの交付を」並びに「閲覧・複写の区分」や「閲覧・写しの交付の区分」並びに

「(2) 複写」

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」
や

「(2) 写しの交付」

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」
並びに

別記第二十一号様式の次に次の一様式を加える。

第22号様式の2 (第18条関係)

第 年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様
[審 問 庁 名] 殿

東京都個人情報保護審査会
会長 [印]

審査請求人 [参加人、審問庁] が当審査会に提出した資料等について、審査請求人 [参加人、審問庁] から、東京都特定個人情報保護に関する条例第47条において準用する東京都個人情報保護に関する条例第25条の5第1項の規定に基づき [閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付] の請求がありましたので、当該審査請求人 [参加人、審問庁] に対する当該資料等の閲覧等について、同条例第2項本文の規定に基づき、審査請求人 [参加人、審問庁] の意見を求めます。
御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、年月日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

(日本工業規格 A列4番)

第22号様式の2 別紙

年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都個人情報保護審査会
会長 殿

住 所
氏 名

法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
[審問庁にあつては、その名称]


年 月 日付 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容		
2 閲覧・写しの交付に対する反対意思の有無	有	無
3 意見(反対する理由)		

(日本工業規格 A列4番)


別記第二十三号様式から第二十五号様式まづを次のように改める。

第 23 号様式 (第 15 条関係)

第 号 年 月 日	様
	東京都個人情報保護審査会 会長 
	審査会提出資料等の閲覧等について (通知)
	年 月 日付けであった審査会提出資料等に係る請求に対し て、下記のとおり、承認することとしたので通知します。
記	
1 審査会提出資料等の件名又は内容	
2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所	
3 備考	

(日本工業規格 A 列 4 番)

第 24 号様式 (第 15 条関係)

第 号 年 月 日	様
	東京都個人情報保護審査会 会長 
	審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について (通知)
	年 月 日付けであった審査会提出資料等に係る請求に対して、 下記のとおり、一部承認することとしたので通知します。
記	
1 審査会提出資料等の件名又は内容	
2 閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由	
3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所	
4 備考	

(日本工業規格 A 列 4 番)

第25号様式(第18条関係)

第 年 月 日 号	東京部個人情報保護審査会 会長	様
	[印]	
	審査会提出資料等の閲覧等について(通知)	
	年 月 日 付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対し	
	て、下記のとおり、承認しないこととしたので通知します。	
	記	
1	審査会提出資料等の件名又は内容	
2	閲覧・写しの交付を不承認とする理由	
3	備考	

(日本工業規格 A 列 4番)

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示 (海区漁調)

●東京海区漁業調整委員会告示第一号

東京海区漁業調整委員会が行う情報公開事務に関する規程(平成十六年東京海区漁業調整委員会告示第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十日

東京海区漁業調整委員会

第一条中「第三十八条」を「第四十三条」に改める。

第十条中「第十九条」を「第二十条」に、「第二十条各号」を「第二十二各号」に改める。

第十一条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十八条第一項」に、「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「委員会」を「審査会」に改め、同条第二項中「委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に「、必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(別記第十二号様式の二)により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写の」を「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧・複写」を「当該」に改める。

第十二条中「第三十一条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

第十三条中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

別記第二号様式中

【注】この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務局までを

第12号様式の2（第11条関係）

第 年 月 日 号

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様

【 諮 問 庁 名 】 殿

東京都情報公開審査会
会長

審査請求人〔参加人、諮問庁〕が当審査会に提出した資料等について、審査請求人〔参加人、諮問庁〕から、東京都情報公開条例第28条第1項の規定に基づき〔閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付〕の請求がありましたので、当該審査請求人〔参加人、諮問庁〕に対する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人〔参加人、諮問庁〕の意見を求めます。

御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、年 月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

（日本工業規格 A列 4番）

第12号様式の2 別紙

第 年 月 日 号

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都情報公開審査会
会長 殿

住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 諮問庁にあつては、その名称 〕

号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

年 月 日付

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 閲覧・写しの交付に対する反対意思の有無	有 無
3 意見（反対する理由）	

（日本工業規格 A列 4番）

別記第十三号様式から第十五号様式までを次のように改める。

第13号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

〔 諮 問 庁 名 〕 殿

東京都情報公開審査会
会長 

審査会提出資料等の閲覧等の承認について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、承認することとしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 3 備考


（日本工業規格 A 列 4 番）

第14号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

〔 諮 問 庁 名 〕 殿

東京都情報公開審査会
会長 

審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、一部承認することとしたので通知します

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由
- 3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 4 備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第15号様式 (第11条関係)

第 年 月 日

様

「 諮 問 庁 名 」 殿

東京都情報公開審査会

会長

印

審査会提出資料等の閲覧等の不承認について (通知)

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記の
とおり、承認しないこととしたので通知します。

記

1. 審査会提出資料等の件名又は内容

2. 閲覧・写しの交付を不承認とする理由

3. 備考

(日本工業規格A列4番)

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京海区漁業調整委員会告示第二号

東京海区漁業調整委員会が保有する個人情報保護に関する規程(平成十六年東京海区漁業調整委員会告示第六号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十日

東京海区漁業調整委員会

第十五条中「第二十四条の三」を「第二十四条の四」に改める。

第十六条第一項中「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「委員会」を「審査会」に改め、同条第二項中「委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に「必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(別記第二十号様式の二)により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写の」を「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧・複写」を「当該」に改める。

別記第二号様式中

「2 上記の日時においてなれない場合は、事前に電話等で事務局まで連絡してください。」

「2 上記の日時においてなれない場合は、事前に電話等で事務局まで連絡してください。」

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京海区漁業調整委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月

以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京海区漁業調整委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判がなかったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」

別記第三号様式「第四号様式」第七号様式「第十一号様式」第十二号様式「第十六号様式」及び第十号様式中「60日」や「3月」並びに「異議申立て」や「審査請求」並びに「6箇月」や「6月」並びに「対する決定」や「対する裁判」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の各語「（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」や「申す」。

別記第十九号様式中「不服申立て」や「審査請求」並びに「第24条」や「第24条の2」の各語。

別記第二十号様式中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」や「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」並びに

「東京都区漁業調整委員会 殿」や 「東京都個人情報保護審査会 会長 殿」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 諮問庁にあつては、その名称」

「閲覧・複写を」や「閲覧・写しの交付を」並びに「閲覧・複写の区別」や「閲覧・写しの交付の区分」並びに

「(2) 複写」

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」

「(2) 写しの交付」

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」

別記第二十号様式の次に次の一様式を加える。

第20号様式の2 (第16条関係)

第 号
年 月 日

審査会提出資料等に関する意見照会書

様
[諮 問 庁 名] 殿

東京都個人情報保護審査会
会長



審査請求人 [参加人、諮問庁] が当審査会に提出した資料等について、審査請求人 [参加人、諮問庁] から、東京都個人情報情報の保護に関する条例第25条の5第1項の規定に基づき [閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付] の請求がありましたので、当該審査請求人 [参加人、諮問庁] に対する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人 [参加人、諮問庁] の意見を求めます。
御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に関する意見書」により、
月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

(日本工業規格 A 列 4 番)

第20号様式の2 別紙

年 月 日

審査会提出資料等に関する意見書

東京都個人情報保護審査会
会長 殿

住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
諮問庁にあつては、その名称 〕

年 月 日付 号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容		
2 閲覧・写しの交付に対する反対意思の有無	有	無
3 意見(反対する理由)		


(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第二十一号様式から第二十二号様式まづを次のように改める。

第21号様式（第16条関係）

第 年 月 日 号

様
[謄 問 庁 名] 殿

東京都個人情報保護審査会
会長 

審査会提出資料等の閲覧等の承認について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、承認することとしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 3 備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第22号様式（第16条関係）

第 年 月 日 号

様
[謄 問 庁 名] 殿

東京都個人情報保護審査会
会長 

審査会提出資料等閲覧等の一部承認について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、一部承認することとしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由
- 3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 4 備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第23号様式 (第16条関係)

第 年 月 日 号

様
「審 問 片 名」殿

東京都個人情報保護審査会
会長



審査会提出資料等の閲覧等の不承認について (通知)

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対し
て、下記のとおり、承認しないこととしたので通知します。

記

1 審査会提出資料等の件名又は内容

2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由

3 備考

(日本工業規格 A 列 4 番)

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京海区漁業調整委員会告示第三号

東京海区漁業調整委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程 (平成二十七年東京海区漁業調整委員会告示第二号) の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十日

東京海区漁業調整委員会

第十五条中「第二十四条の三」を「第二十四条の四」に改める。

第十六条第一項中「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「委員会」を「審査会」に改め、同条第二項中「委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に「、必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書 (別記第二十二号様式の二) により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写の」を「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料等の承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧・複写」を「当該」に改める。

別記第三号様式中

「2 上記の日時においてなれない場合は、事前に電話等で事務局まで連絡してください。」

「2 上記の日時においてなれない場合は、事前に電話等で事務局まで連絡してください。」

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京海区漁業調整委員会に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月

以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京海区漁業調整委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」

別記第四号様式、第五号様式、第八号様式、第十三号様式、第十四号様式、第十八号様式及び第十九号様式中「60日」や「3月」並びに「異議申立て」や「審査請求」並びに「対する決定」や「対する裁判」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません」並びに「（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」や「三」並びに「二」並びに「一」。

別記第二十一号様式中「不服申立て」や「審査請求」並びに「第24条」や「第24条の2」並びに「一」。

別記第二十一号様式中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」や「審査会提出資料等の閲覧に係る請求書」並びに「東京都個人情報保護審査会 会長 殿」並びに「東京海区漁業調整委員会 会長 殿」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」
や

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 諮問庁にあつては、その名称」
並びに

「閲覧・複写を」や「閲覧・写しの交付を」並びに「閲覧・複写の区別」や「閲覧・写しの交付の区分」並びに

「（2）複写

（3）閲覧した後に必要なものだけ複写」
や

「（2）写しの交付

（3）閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」
並びに

別記第二十一号様式の次に次の一様式を加える。

第22号様式の2 (第16条関係)

第 年 月 日 号

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様
[審 問 庁 名] 殿

東京都個人情報保護審査会
会長

審査請求人〔参加人、諮問庁〕が当審査会に提出した資料等について、審査請求人〔参加人、諮問庁〕から、東京都特定個人情報情報の保護に関する条例第47条において準用する東京都個人情報情報の保護に関する条例第25条の5第1項の規定に基づく〔閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付〕の請求がありましたので、当該審査請求人〔参加人、諮問庁〕に対する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人〔参加人、諮問庁〕の意見を求めます。

御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、
年 月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

(日本工業規格 A 列 4 番)

第22号様式の2 別紙

年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都個人情報保護審査会
会長 殿

住 所
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
諮問庁にあつては、その名称〕


年 月 日付 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容		
2 閲覧・写しの交付に対する反対意思の有無	有	無
3 意見(反対する理由)		

(日本工業規格 A 列 4 番)


別記第二十三号様式から第二十五号様式まづを次のように改める。

第23号様式（第16条関係）

第 年 月 日 号	様
東京都個人情報保護審査会 会長 	
審査会提出資料等の閲覧等の承認について（通知）	
年 月 日	日付けであった審査会提出資料等に係る請求に対し
て、下記のとおり、承認することとしたので通知します。	
記	
1	審査会提出資料等の件名又は内容
2	閲覧又は写しの交付の日時及び場所
3	備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第24号様式（第16条関係）

第 年 月 日 号	様
東京都個人情報保護審査会 会長 	
審査会提出資料等閲覧等の一部承認について（通知）	
年 月 日	日付けであった審査会提出資料等に係る請求に対して、
下記のとおり、一部承認することとしたので通知します。	
記	
1	審査会提出資料等の件名又は内容
2	閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由
3	閲覧又は写しの交付の日時及び場所
4	備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第25号様式 (第16条関係)

第 年 月 日 号

様

東京都個人情報保護審査会
会長 [印]

審査会提出資料等閲覧等の不承認について (通知)

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対し
て、下記のとおり、承認しないこととしましたので通知します。

記

1 審査会提出資料等の件名又は内容

2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由

3 備考

(日本工業規格 A 列 4 番)

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会告示第一号

東京都内水面漁場管理委員会が行う情報公開事務に関する規程 (平成十一年東京都内水面漁場管理委員会告示第三号) の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十日

東京都内水面漁場管理委員会

第一条中「第三十八条」を「第四十三条」に改める。

第十条中「第十九条」を「第二十条」に、「第二十条各号」を「第二十二各号」に改める。

第十一条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十八条第一項」に、「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「委員会」を「審査会」に改め、同条第二項中「委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に「、必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書 (別記第十二号様式の二) により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写の」を「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧・複写」を「当該」に改める。

第十二条中「第三十一条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

第十三条中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

別記第二号様式中

【注】 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務局までを

連絡してください。

「注1 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務局まで連絡してください。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都内水面漁場管理委員会に対して審査請求をすることができません（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都内水面漁場管理委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」

別記第三号様式「第四号様式及び第九号様式中「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「対する決定」や「対する裁判」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の各々（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」や別記第十一号様式「不服申立て」や「審査請求」及び「第19条」や「第20条」並び

の各々。

別記第十一号様式中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」や「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」及び

「東京都情報公開審査会 理事長 殿」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 審問庁にあつては、その名称」

「第26条第1項」や「第28条第1項」及び「閲覧・複写を」や「閲覧・写しの交付を」及び「閲覧・複写の区分」や「閲覧・写しの交付の区分」及び

「(2) 複写」

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」

「(2) 写しの交付」

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」

別記第十一号様式の各々の各々。

第12号様式の2 (第11条関係)

第 年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様

〔 諮 問 庁 名 〕 殿

東京都情報公開審査会

会長



審査請求人〔参加人、諮問庁〕が当審査会に提出した資料等について、審査請求人〔参加人、諮問庁〕から、東京都情報公開条例第28条第1項の規定に基づき〔閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付〕の請求がありましたので、当該審査請求人〔参加人、諮問庁〕に対する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人〔参加人、諮問庁〕の意見を求めます。
御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、 年 月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

(日本工業規格A列4番)

第12号様式の2 別紙

年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都情報公開審査会

会長



住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕
〔 諮問庁にあつては、その名称 〕

年 月 日付

号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容		
2 閲覧・写しの交付に対する反対意思の有無	有	無
3 意見 (反対する理由)		

(日本工業規格A列4番)


別記第十三号様式から第十五号様式までを次のように改める。

第13号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

〔 諮 問 庁 名 〕 殿

東京都情報公開審査会
会長 

審査会提出資料等の閲覧等の承認について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、承認することとしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 3 備考


（日本工業規格A列4番）

第14号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

〔 諮 問 庁 名 〕 殿

東京都情報公開審査会
会長 

審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、一部承認することとしたので通知します

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由
- 3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 4 備考

（日本工業規格A列4番）

第15号様式 (第11条関係)

第 年 月 日 号

様

「 務 開 戸 名 」殿

東京都情報公開審査会

会長



審査会提出資料等の閲覧等の不承認について (通知)

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記の
とおり、承認しないこととしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由
- 3 備考

(日本工業規格A列4番)

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都内水面漁場管理委員会告示第二号

東京都内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(平成三年東京都内水面漁場管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十日

東京都内水面漁場管理委員会

第十三条中「第二十四条の三」を「第二十四条の四」に改める。

第十四条第一項中「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写申請書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「委員会」を「審査会」に改め、同条第二項中「委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に「必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(別記第二十号様式の二)により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写の」を「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧・複写」を「当該」に改める。

別記第二号様式中

「2 上記の日時においてなれない場合は、事前に電話等で事務局まで連絡してください。」

「2 上記の日時においてなれない場合は、事前に電話等で事務局まで連絡してください。」

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都内水面漁場管理委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して

3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都内水面漁場管理委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。」

別記第三号様式「第四号様式」第七号様式「第十号様式」第十二号様式「第十六号様式」及び第十号様式中「60日」や「3月」並びに「異議申立て」や「審査請求」並びに「6箇月」や「6月」並びに「対する決定」や「対する裁決」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の各語（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を指す。

別記第十九号様式中「不服申立て」や「審査請求」並びに「第24条」や「第24条の2」を指す。

別記第二十号様式中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」や「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」並びに

「東京都内水面漁場管理委員会 殿」や「東京都個人情報保護審査会 会長 殿」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 諸問片にあつては、その名称」

「閲覧・複写を」や「閲覧・写しの交付を」並びに「閲覧・複写の区分」や「閲覧・写しの交付の区分」

「(2) 複写」

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」

「(2) 写しの交付」

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」

別記第二十号様式の次に次の一様式を加える。

第20号様式の2 (第14条関係)

第 年 月 日 号

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様
[諮 問 庁 名] 殿

東京都個人情報保護審査会
会長



審査請求人 [参加人、諮問庁] が当審査会に提出した資料等について、審査請求人 [参加人、諮問庁] から、東京都個人情報保護の保護に関する条例第25条の5第1項の規定に基づき [閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付] の請求がありましたので、当該審査請求人 [参加人、諮問庁] に対する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人 [参加人、諮問庁] の意見を求めます。
御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、
年 月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

(日本工業規格 A 列 4 番)

第20号様式の2 別紙

年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都個人情報保護審査会
会長 殿

住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
諮問庁にあつては、その名称
〕

年 月 日付 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容		
2 閲覧・写しの交付に対する反対意思の有無	有	無
3 意見(反対する理由)		

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第二十一号様式から第二十三号様式まづを次のように改める。

第21号様式（第14条関係）

第 年 月 日	様	[諮 問 庁 名] 殿
		東京都個人情報保護審査会 会長 印
		審査会提出資料等の閲覧等の承認について（通知）
		年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対し て、下記のとおり、承認することとしたので通知します。
	記	
		1 審査会提出資料等の件名又は内容
		2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
		3 備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第22号様式（第14条関係）

第 年 月 日	様	[諮 問 庁 名] 殿
		東京都個人情報保護審査会 会長 印
		審査会提出資料等閲覧等の一部承認について（通知）
		年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、 下記のとおり、一部承認することとしたので通知します。
	記	
		1 審査会提出資料等の件名又は内容
		2 閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由
		3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
		4 備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第23号様式(第14条関係)

第 号 年 月 日	様 「 諸 問 庁 各 」殿 東京都個人情報保護審査会 会長 印
審査会提出資料等閲覧等の不承認について (通知)	
年 月 日	日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対し
て、下記のとおり、承認しないこととしますので通知します。	
記	
1	審査会提出資料等の件名又は内容
2	閲覧・写しの交付を不承認とする理由
3	備考

(日本工業規格 A 列 4 番)

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都内水面漁場管理委員会告示第三号

東京都内水面漁場管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程(平成二十七年東京都内水面漁場管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十日

東京都内水面漁場管理委員会

第十五条中「第二十四条の三」を「第二十四条の四」に改める。

第十六条第一項中「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「委員会」を「審査会」に改め、同条第二項中「委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に「、必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(別記第二十二号様式の二)により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写の」を「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等について」、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」、「審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」、「当該閲覧・複写」を「当該」に改める。

別記第三号様式中

「2 上記の日時においてなれない場合は、事前に電話等で事務局まで連絡してください。」

「2 上記の日時においてなれない場合は、事前に電話等で事務局まで連絡してください。」

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都内水面漁場管理委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して

3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都内水面漁場管理委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。」

別記第四号様式、第五号様式、第八号様式、第十三号様式、第十四号様式、第十八号様式及び第十九号様式中「60日」や「3月」並びに「異議申立て」や「審査請求」並びに「対する決定」や「対する裁決」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」並びに「（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）」や「第24条」及び「第24条の2」に定める。

別記第二十一号様式中「不服申立て」や「審査請求」並びに「第24条」や「第24条の2」に定める。
別記第二十一号様式中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」や「審査会提出資料等の閲覧に係る請求書」並びに

「東京都個人情報保護審査会 殿」や
「東京都内水面漁場管理委員会 殿」や
会長 殿」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」
や

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
諸問字にあつては、その名称」
」
」

「閲覧・複写を」や「閲覧・写しの交付を」並びに「閲覧・複写の区分」や「閲覧・写しの交付の区分」並びに

「(2) 複写

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」
や

「(2) 写しの交付

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」
」
」
」

別記第二十一号様式の次に次の一様式を加える。

第22号様式の2（第16条関係）

第 年 月 日 号

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様
〔 諮 問 庁 名 〕 殿

東京都個人情報保護審査会
会長 印

審査請求人〔参加人、諮問庁〕が当審査会に提出した資料等について、審査請求人〔参加人、諮問庁〕から、東京都特定個人情報情報の保護に関する条例第47条において適用する東京都個人情報情報の保護に関する条例第25条の5第1項の規定に基づき〔閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付〕の請求がありましたので、当該審査請求人〔参加人、諮問庁〕に対する当該資料等の閲覧等について、同条例第2項本文の規定に基づき、審査請求人〔参加人、諮問庁〕の意見を求めます。

御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、
年 月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

（日本工業規格 A 列 4 番）

第22号様式の2 別紙

年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都個人情報保護審査会
会長 殿

住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
諮問庁にあつては、その名称 〕

年 月 日付 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容		
2 閲覧・写しの交付に対する反対意見の有無	有	無
3 意見(反対する理由)		

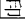
（日本工業規格 A 列 4 番）

別記第二十三号様式から第二十五号様式まづを次のように改める。

第23号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

東京都個人情報保護審査会
会長 

審査会提出資料等の閲覧等について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、承認することとしたので通知します。

記

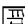
- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 3 備考

（日本工業規格 A列 4番）

第24号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

東京都個人情報保護審査会
会長 

審査会提出資料等閲覧等の一部承認について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、一部承認することとしたので通知します。

記

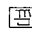
- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由
- 3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 4 備考

（日本工業規格 A列 4番）

第25号様式 (第16条関係)

第 年 月 日 号

様

東京都個人情報保護審査会
会長 

審査会提出資料等閲覧等の不承認について (通知)

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対し
て、下記のとおり、承認しないこととしたので通知します。

記

1 審査会提出資料等の件名又は内容

2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由

3 備考

(日本工業規格 A列 4番)

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号 一七〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001